最終更新日：2015年7月10日
株式会社エディオン
代表取締役会長兼社長　久保允誉
問合せ先：総務部　06-6440-8712
証券コード：2730
http://www.edion.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループが掲げる「サービス型小売業」とは、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員などの利害関係者（ステークホルダー）からいただく安心と信頼の上に成り立つ地域密着型のビジネスモデルであり、サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3つを事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に取締役、執行役員、および従業員のコンプライアンス（法令遵守）はもとより、地域社会のよき一員として、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を踏まえた事業活動を行います。

第二にステークホルダー（とりわけ株主様）から見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともにステークホルダーに向けたアカウンタビリティ（説明責任）を全ういたします。

第三に迅速的確な意思決定と強力な業務執行のできるトップマネジメント体制づくりおよび現場情報とステークホルダーのご意見ご要望がタイムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーション向上に努めます。

当社グループではこれらを確実に機能させるための経営監視体制構築がコーポレートガバナンスの課題でもあると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社LIXILグループ	8,961,000	8.00
エディオングループ社員持株会	8,506,151	7.59
株式会社エディオン	7,629,557	6.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,779,100	4.26
株式会社ダイイチ	4,449,494	3.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,473,700	3.10
久保允誉	2,018,900	1.80
第一生命保険株式会社	1,811,648	1.61
エディオングループ取引先持株会	1,769,296	1.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,692,302	1.51

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石橋省三	他の会社の出身者											
高木施文	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石橋省三	○	―――	長年にわたる企業経営の経験を活かし、公正な立場で意見を述べるなど、社外取締役として適切に職務遂行を行っている。独立性の基準及び開示加重要件に該当はなく、独立性は保たれている。
高木施文	○	―――	弁護士としての専門的知識を活かし、自己の見識により意見を述べるなど、社外取締役として適切に職務遂行できると判断し、選任する。独立性の基準および開示加重要件には該当せず、独立性は保たれている。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は定期的に会計監査人と会合を行い監査計画、監査実施状況および監査で指摘された問題点等について報告を受けるとともに、監査に関する情報の共有と意見交換を行っている。
また、監査役は定期的に内部監査室と会合を行い、内部監査計画、体制、内部監査実施状況および監査で指摘された問題点等について情報を得るとともに、必要に応じて内部監査室スタッフに対して監査役監査の補佐に関する指示を与えている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
異相武憲	弁護士													
沖中隆志	税理士													
竹原相光	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
異相武憲	○	―――	弁護士としての専門的知識を活かし、社外監査役として職務遂行にあたる。取締役会へ出席し、自己の見識により適時意見を述べるなど、社外監査役としての役割を果たしている。独立性の基準及び開示加重要件に該当はなく、独立性は保たれている。
沖中隆志	○	―――	税理士としての専門的知識を活かし、社外監査役として職務遂行にあたる。取締役会へ出席し、自己の見識により適時意見を述べるなど、社外監査役としての役割を果たしている。独立性の基準及び開示加重要件に該当はなく、独立性は保たれている。
竹原相光	○	―――	会計士としての専門的知識を活かし、自己の見識により意見を述べるなど、社外監査役として適切に職務遂行できると判断し選任する。独

			立性の基準及び開示加重要件に該当はなく、独立性は保たれている。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

事業年度ごとの当社の業績、利益水準に応じて役員賞与を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

会社法の規定により事業報告にて総額を開示し、金融商品取引法の規定により有価証券報告書においては報酬総額1億円以上の該当者につき開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会において決議された取締役の報酬等の総額の限度内で、役位、在任期間、会社への貢献度等を勘案し、取締役会の審議を経て社長が決定しております。
監査役の報酬等の額は、株主総会において決議された監査役の報酬等の総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役は総務人事統括部スタッフが、社外監査役は監査役室専従スタッフと内部監査室がそれぞれ職務に応じて補佐しており、専従スタッフの人選については総務・人事担当取締役と監査役が協議して決定します。
また、社外取締役・社外監査役に対しては取締役会の議案に関する資料を事前に送付するとともに必要に応じて趣旨説明を担当役員から行っており、定期的に開催する経営会議については開催日程を予め示すとともに議事録もつど送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行と監査
当社の各部門における業務執行は、主要部門長を取締役が兼務していることにより、互いの業務執行に関する情報共有、業務品質の標準化および相互点検を行っております。各子会社については社長と当社取締役との密接なコミュニケーションの元で情報共有、業務品質の標準化および相互点検を行っております。
グループ経営に重大な影響を与える経営課題への対応方針は当社関係部長以上から構成する経営会議を経て(必要ある場合は取締役会の決議を経て)子会社に示達されます。
また、当社監査役は内部監査室、財務経理統括部、総務人事統括部や監査法人など関連部署との会議などを通して適宜情報交換しながらグループ全体の観点を踏まえた監査を行っております。

2. 取締役・監査役の指名・報酬等
取締役の指名は、その識見、実績、能力を総合勘案して代表取締役が取締役会に推薦し、取締役会の審議により候補者を決定します。
監査役の指名はその識見、実績、能力を勘案して代表取締役が推薦し、取締役会の審議および監査役会の同意により候補者を決定します。

取締役の報酬等は経営の状況を踏まえて取締役会での審議を経て総額案を株主総会に上程し、株主総会における決議の後、決議された総額を上限に社長が各取締役の役割責任・業績を勘案して決定します。
監査役の報酬等は業務の状況を踏まえて監査役の協議により総額案を株主総会に上程し、株主総会における決議の後、決議された総額を上限に個別金額を監査役の協議によって決定します。

3. 社外取締役・社外監査役に関する事項
当社は社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。社外取締役は自身の経験と知見から取締役会などにおいて公正な立場から意見・助言を述べるなど、ガバナンス向上へ資すると考えております。
また3名の社外監査役を含む4名の監査役からなる監査役会が客観的、中立の監査を実施しております。
これら社外取締役・社外監査役の連携により、経営監視機能を強化しております。

4. 監査役の機能強化に関する取組み状況
監査役の職務は、監査役室専従スタッフと内部監査室、総務人事統括部および財務経理統括部スタッフが職務に応じて補佐しており、専従スタッフの人選については総務・人事担当取締役と監査役が協議して決定します。また、社外監査役に対しては取締役会の議案に関する資料を事前に送付するとともに必要に応じて趣旨説明を担当役員から行っている。定期的に開催する経営会議については開催日程を予め示すとともに議事録もつど送付しております。
各監査役はそれぞれ財務・会計・法務に関する専門家としてのまたは実務経験からなる知見を有しており、また社外監査役の3名はいずれも有価証券上場規程による独立役員の要件を満たしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。
経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会において、社外取締役は自身の経験と知見から公正な立場か意見・助言を述べることで、ガバナンス向上へ資すると考えております。監査役4名中の3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能すると考えております。
これら社外取締役・社外監査役の連携により、経営監視機能を強化し、ガバナンス向上を図るため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3日程度早期発送
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使が可能
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへ参加

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年開催予定	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度開催予定	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1回程度開催予定	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポートなどを掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部IR広報課に担当者を配置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「エディオングループ倫理綱領」を平成16年12月に制定
環境保全活動、CSR活動等の実施	広島・奈良・名古屋にて植樹活動に参加。 店舗等照明のLED化を推進。 一部大型店舗に太陽光発電パネルを設置。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの状況および整備方針については次のとおりです。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。
(2)当社代表取締役が指名する取締役をコンプライアンス委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス委員長が指名した者を委員として構成する。コンプライアンス委員長は必要に応じて会議を開催しコンプライアンス体制の強化に努める。また、重要事項については、「コンプライアンス委員会」から取締役会へ報告することとする。
(3)コンプライアンス委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスに関する適切なアドバイスを受けるものとする。
(4)コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、運用する。
(5)「コンプライアンス委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。
(6)決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。
(7)取扱商品・サービスの広告表示に係る法令遵守のため、表示管理に関する責任者を広告宣伝部門内に設置し、関連諸法令の周知、啓発を行う。
(8)反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的データ）の保存及び管理は、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理する。また、代表取締役が指名する取締役を委員長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、定期又は不定期に会議を開催する。「情報セキュリティ委員会」は個人情報及び企業機密の漏洩等に備えた体制を整備し、運用する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。
(2)代表取締役が指名する取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置し、会議を定期又は不定期に開催する。「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を運用することにより、コンプライアンス違反、不正経理、災害その他のあらゆるリスクを総括的に管理し、当社の損失の危険を回避、軽減する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。
(2)取締役会の開催等に加えて、経営会議及び常務会等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。
(3)取締役会は、組織再編及び必要の都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、エディオングループの業務の適正確保のために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。
(1)当社は、エディオングループ各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。
(2)エディオングループ各子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」にしたがい、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用することで、各子会社の取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築する。
(3)当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を各子会社に整備させることで、グループ各子会社の取締役等の職務執行の効率化を図る。
(4)「関係会社管理規程」にしたがい、当社が各子会社に従業員を出向させる等、人材交流を図りコミュニケーションを活性化させることで、エディオングループ全体としての意思統一を図る。
(5)当社の内部監査部門が、エディオングループ各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施し、監査体制の強化を図る。
(6)当社は、「関係会社管理規程」により、子会社の経営に係る一定の重要事項については、子会社に対し、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定し、各子会社の経営を管理する。

6．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査役室を設け、専任のスタッフ1名以上を配置する。なお、当該専任スタッフの人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、各監査役に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施することとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役に対して取締役及び従業員の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する「監査役会規程」に規定するものとし、取締役及び従業員は、係る定めにしたがうものとする。なお、報告の方法等の運営事項については、「コンプライアンス委員会」と監査役の協議に基づいて決定する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査役が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。
(2)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「コンプライアンス委員会」や経営会

議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。
⑶当社は、監査役（監査役室スタッフを含む。以下、同じ。）の求めに応じて説明を行い又は自ら監査役に報告を行った当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。
⑷監査役は、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。
⑸当社は、監査役が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図】

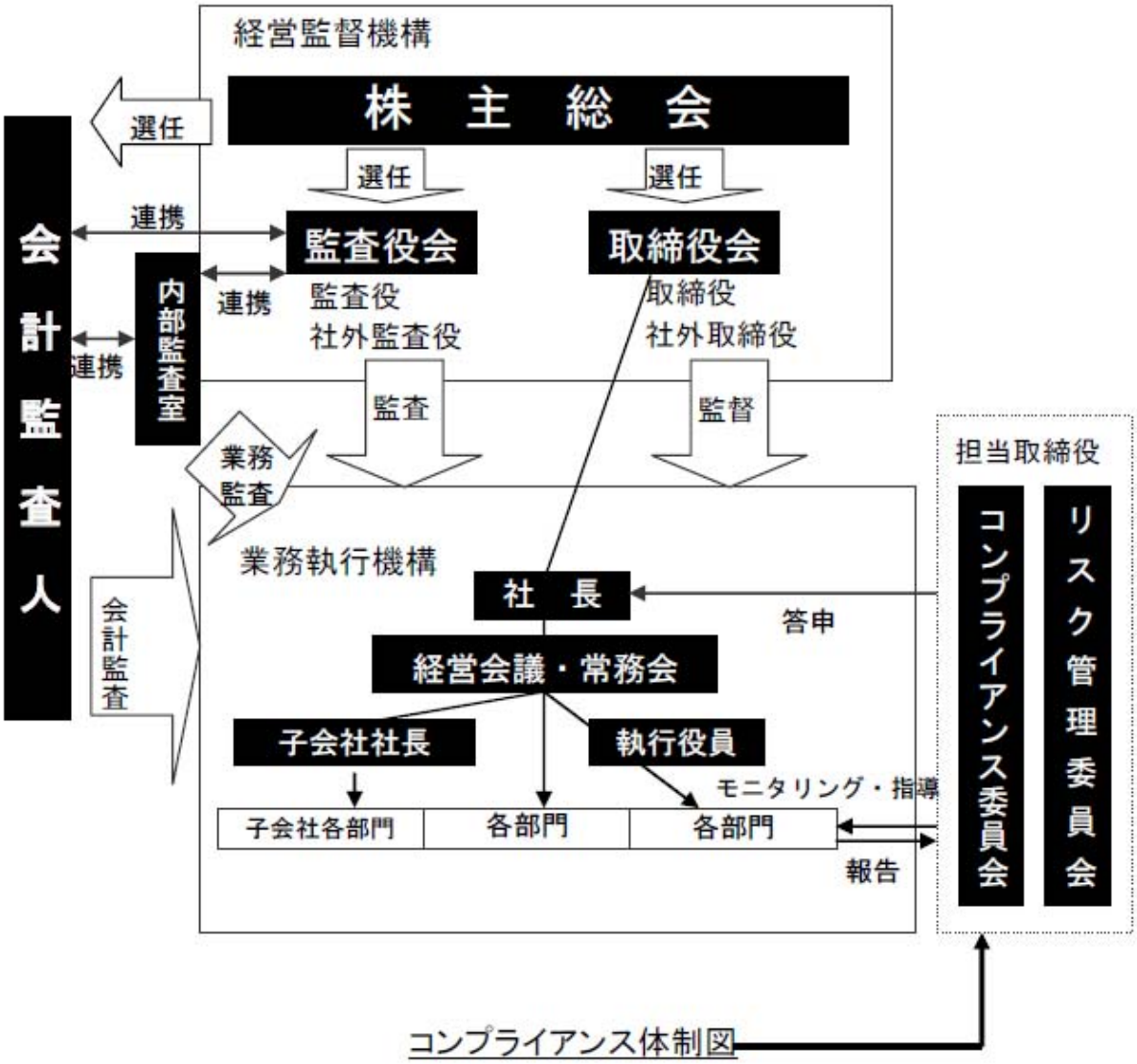

コンプライアンス体制図

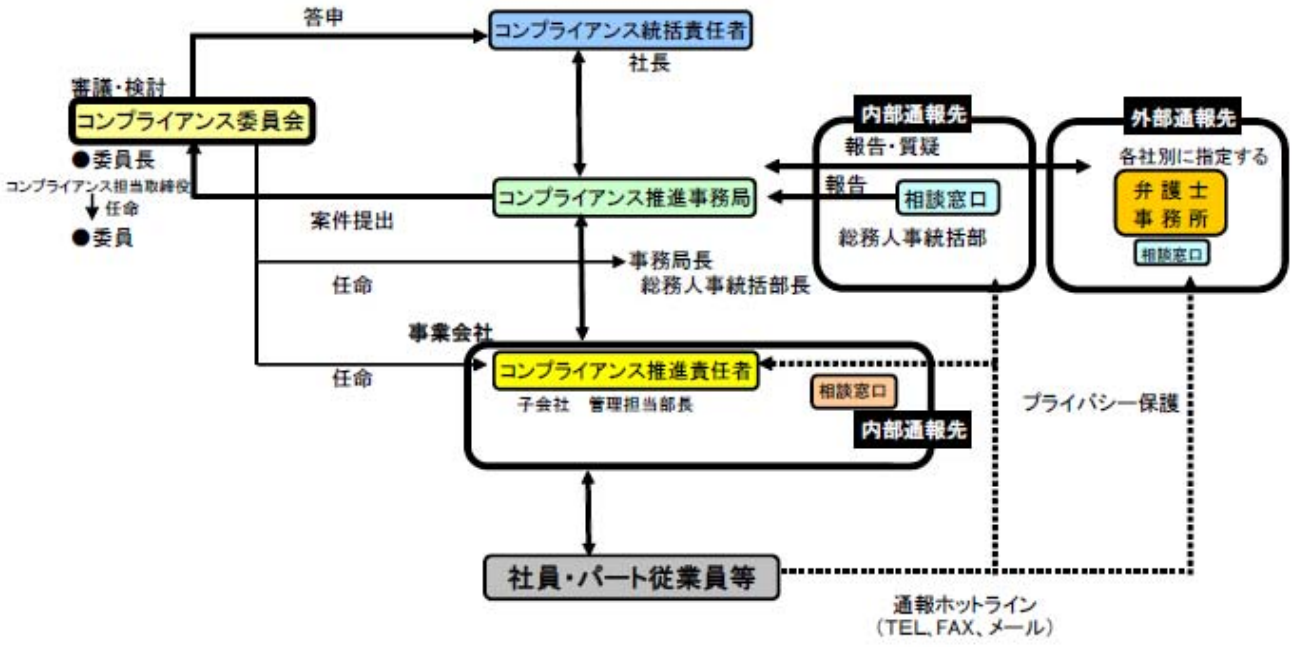

【適時開示体制図】

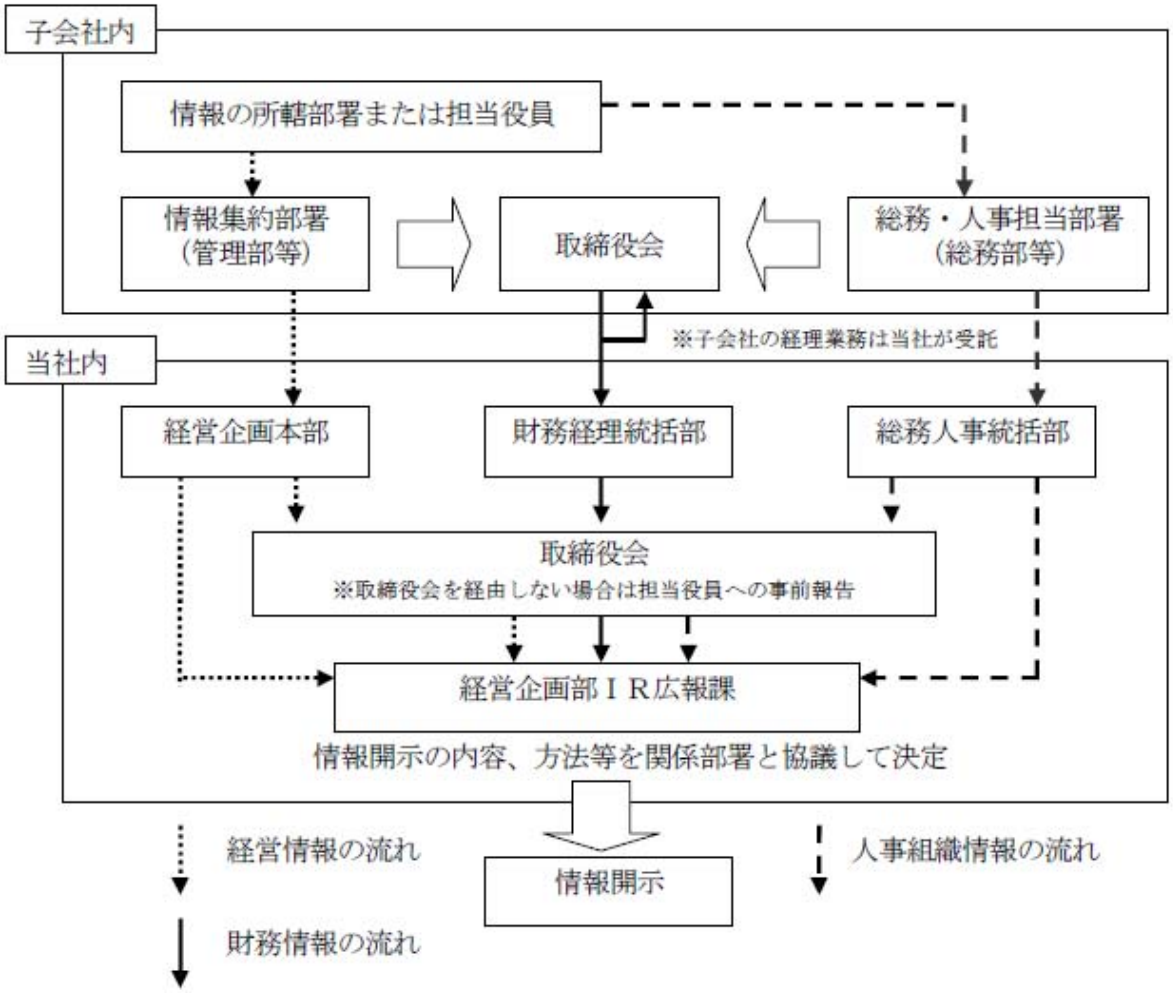
子会社内
情報の所轄部署または担当役員
情報集約部署
（管理部等）
取締役会
総務・人事担当部署
（総務部等）
※子会社の経理業務は当社が受託
当社内
経営企画本部
財務経理統括部
総務人事統括部
取締役会
※取締役会を経由しない場合は担当役員への事前報告
経営企画部ＩＲ広報課
情報開示の内容、方法等を関係部署と協議して決定
情報開示
経営情報の流れ
財務情報の流れ
人事組織情報の流れ